令和５年度稲沢市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

１　趣旨

　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号）第９条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

２　適用範囲

　この方針は、本市のすべての機関が発注する物品等の調達に適用する。

３　調達する物品等

　　障害者就労施設等が提供する物品等とする。

４　調達目標

　　本市の予算の適正な執行及び契約における公正性及び競争性に留意しつつ、これまで調達実績のある物品等の調達の拡大に努めるとともに、調達実績のない物品等の調達に努めるものとする。

５　調達の推進方法

1. 市民福祉部福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、各部署に対して提供する。
2. 総務部契約検査課は、物品等の発注に際し、障害者就労施設等からの調達を検討する。

６　調達目標に基づく調達計画及び調達実績の公表

1. 調達計画を毎年度作成し、市ホームページ等により速やかに公表

する。

1. 調達実績は、会計年度終了後、市ホームページ等により速やかに

公表する。

７　調達方針に関する窓口

　　この調達方針に関する窓口は、市民福祉部福祉課とする。